平成２４年（フ）第１０号
山梨県富士吉田市新屋1219番地の１
債務者　遠山　和子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
滋賀県高島市新旭町饗庭316番地14
債務者　松崎　恭之
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５９号
大阪府寝屋川市点野５丁目23番６号
債務者　三山　　惠
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２号
大阪市生野区巽西２丁目10番16号
債務者　門田　一成
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　兵頭　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目13番14号
債務者　木本　健次
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新村　　守
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１号
和歌山市太田561番地
債務者　保田　房代
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　智仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７５３号
大阪市東淀川区豊里７丁目22番８号　グリーン瑞豊202号、前住所大阪府摂津市別府１丁目16番14―502号
債務者　川原　一美
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井坂和香子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９号
大阪府寝屋川市緑町34番５号
債務者　福田　　豊
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯川　幸恵
４　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２号
北海道二海郡八雲町出雲町27番地２
債務者　柳谷　洋子
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
函館市大縄町７番23号
債務者　古川　　昇
１　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
埼玉県三郷市幸房858番地
債務者　田村　好正
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県三郷市幸房858番地
債務者　田村　京子
１　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
千葉県君津市外箕輪280番地４
債務者　佐藤　　武
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９３号
千葉県木更津市大稲181番地５
債務者　野村　文孝
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第８号
千葉県木更津市中里165番地１
債務者　鈴木　照一
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２１６号
名古屋市東区泉１丁目９番20号　アメニティ泉３Ａ号
債務者　村田　　稔
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６６号
愛知県瀬戸市神川町79番地
債務者　伊藤　リエ（旧姓山本・宮内）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
滋賀県長浜市新庄寺町110番地２
債務者　松尾　美香
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係